

議案第68号

向日市まちづくり条例の一部改正について

向日市まちづくり条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日 提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市まちづくり条例の一部を改正する条例

向日市まちづくり条例（平成19年条例第18号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（開発事業に関する手続）</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>（向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p><u>7</u> 略</p>	<p>（開発事業に関する手続）</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> <u>前項の規定は、先行する開発事業とこれに引き続く開発事業の間に、開発事業者の関連性が認められない開発事業については、適用しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p><u>（特定地域の住居系の開発行為及び建築行為の規制）</u></p> <p><u>7</u> <u>当分の間、東海道新幹線及び国道171号を含む工業地域での住居系の開発行為及び建築行為は認めない。</u></p> <p>（向日市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p><u>8</u> 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。